

曜日とルールが変わりました

1 変更

市内全域で家庭ごみの収集曜日が変わりました。

平成22年4月から、市内全域で家庭ごみの収集曜日が変わりました。お住まいの地域の収集曜日を16ページ(裏表紙)にてご覧ください。

2 変更

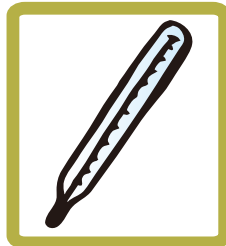
有害ごみを新たに設けました。

ごみの収集運搬時や処分時における安全面の問題から、分別区分に「有害ごみ」を新たに設けました。蛍光灯・水銀体温計等の水銀をつかっているものやライターなどが「有害」ごみになります。包み箱や透明袋に入れて出してください。

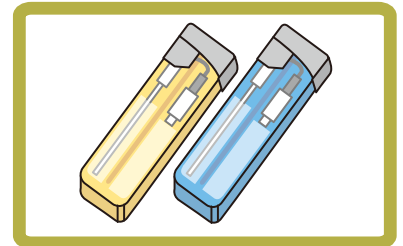
蛍光灯



水銀体温計



ライター



※蛍光灯については、リサイクルされます。

3 変更

ごみの分別区分が変わりました。 粗大ごみの種類が少なくなります。

4月からの新しい分別区分では、基本的に指定ごみ袋(大)に入らないものが「粗大ごみ」になりました(一部例外有り)。

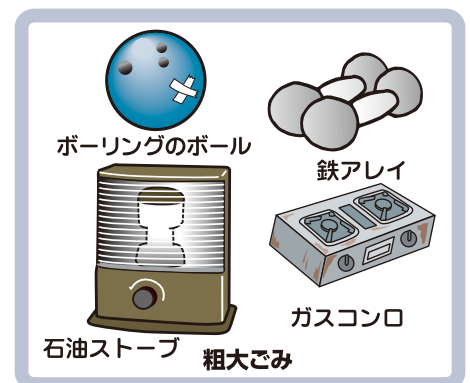
指定ごみ袋(大)に入る傘、ハンガー、電化製品等は「もやせないごみ」になります(家電リサイクル・パソコンリサイクル対象のものを除く)。詳しい分別区分については、家庭ごみの正しい分け方・出し方(4・5ページ)、ごみ分別ガイド(11~15ページ)をご覧ください。



~~粗大ごみ~~
もやせないごみ

~~粗大ごみ~~
もやせないごみ

※このようなごみは、もやせないごみになります。



4 変更

「かん、びん、紙類」「ペットボトル」、 「もやせないごみ」の収集が月2回から 週1回に変わりました。

かん、びんは別々に透明袋に入れて、紙類は種類ごとに束ねて門前に出してください。

※カゴの設置は行いません。